

5. 地域密着型サービスの指定時における
留意点について

5. 地域密着型サービスの指定時における留意点について

夜間対応型訪問介護の概要

- 夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行うなど、安心して居宅で生活し続けることができるように援助するものである。
- 具体的には、次の3つのサービスを提供する。
 - ・ 定期巡回サービス
 - 定期的に利用者の居宅を巡回するもの
 - ・ オペレーションセンターサービス
 - 利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問の要否を判断するもの
 - ・ 随時訪問サービス
 - オペレーションセンターからの随時の連絡に対応して訪問するもの
- これらのサービスを提供するために配置される従業者は、
 - ① オペレーションセンター従業者
 - ・ 利用者からの通報を受け付けるオペレーター
 - 提供時間帯を通じて専従で1以上（看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士に限る。）
 - ・ 利用者の面接等を行う面接相談員
 - 1以上
 - ※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者が行うことになっている業務は、訪問介護員等が行うことで足りる。
 - ② 訪問介護員等
 - ・ 定期巡回サービスを行う者
 - 交通事情や訪問頻度等を勘案し、適切なサービス提供のために必要な数

- ・ 随時訪問サービスを行う者
 - 提供時間帯を通じて専従で1以上（他の訪問介護事業所に委託可）
- 管理者は、常勤専従とし、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- サービスの拠点となるオペレーションセンターは、利用者の心身の状況等を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器を備え、概ね利用者300人につき1か所以上設置する必要がある。なお、オペレーションセンターを設置しないことができるのは、利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、訪問介護員等が利用者からの通報を受けたときであっても、十分な対応を行うことが可能な場合である。
- 利用者に対しては、援助が必要となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるケアコール端末を配布しなければならない。
- 運営に当たっては以下によること。
 - ・ 随時訪問サービスを適切に行うため、利用者の面接を行うとともに、1～3か月に1回程度、利用者宅に訪問し、利用者の心身の状況等の把握に努め、相談助言を行うこと。
 - ・ 利用者からの連絡内容や、利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認められるときは、利用者が利用する訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずること。
 - ・ 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法や紛失した場合の対処方法等を記載した文書を利用者に交付すること。

夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方: 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要
 → 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設

基本的には、利用対象者300人程度を想定

人口規模にすれば20万程度
 まずは都市部でのサービス実施を想定

利用者はケアコール
 端末を持つ

利用者からの通報により随時訪問を行う

随時対応

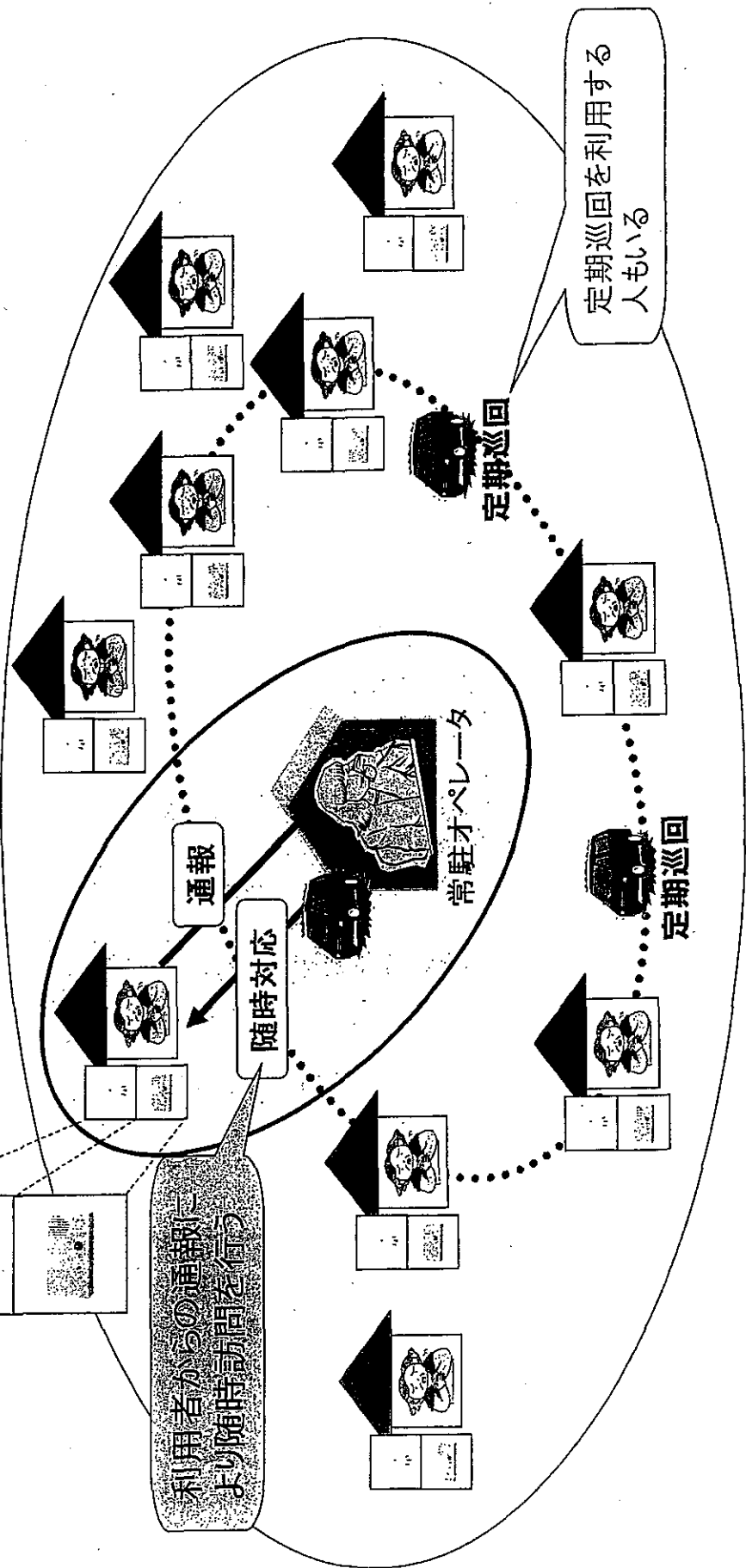
通報

常駐オペレータ

定期巡回

定期巡回

定期巡回を利用する
 人もいる



認知症対応型通所介護の概要

- 認知症対応型通所介護は、認知症の者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- サービス形態は、次のとおりに分けられる。
 - ① 単独型指定認知症対応型通所介護
 - 特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所において行われるもの
 - ② 併設型指定認知症対応型通所介護
 - 特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われるもの
 - ・ 単位ごとの利用定員は12人以下とし、配置される従業者は、
 - a 生活相談員
 - 提供時間帯を通じて専従で1以上
 - b 介護職員又は看護職員
 - 専従で2以上（うち1人は提供時間帯を通じて配置）
 - c 機能訓練指導員
 - 1以上
 - ③ 共用型指定認知症対応型通所介護
 - グループホームの居間や食堂、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の食堂や共同生活室において、その施設の利用者とともに行われるもの
 - ・ 利用定員は、サービスが行われる施設ごとに3人以下とし、その施設の利用者の数と認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数について、施設の人員基準を満たすことが必要である。

- 管理者は、認知症である者の介護経験等を有し、必要な研修を修了しているものとし、常勤専従とするが、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- 運営に当たっては、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図るとともに、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるように配慮して行うこと。

小規模多機能型居宅介護の概要

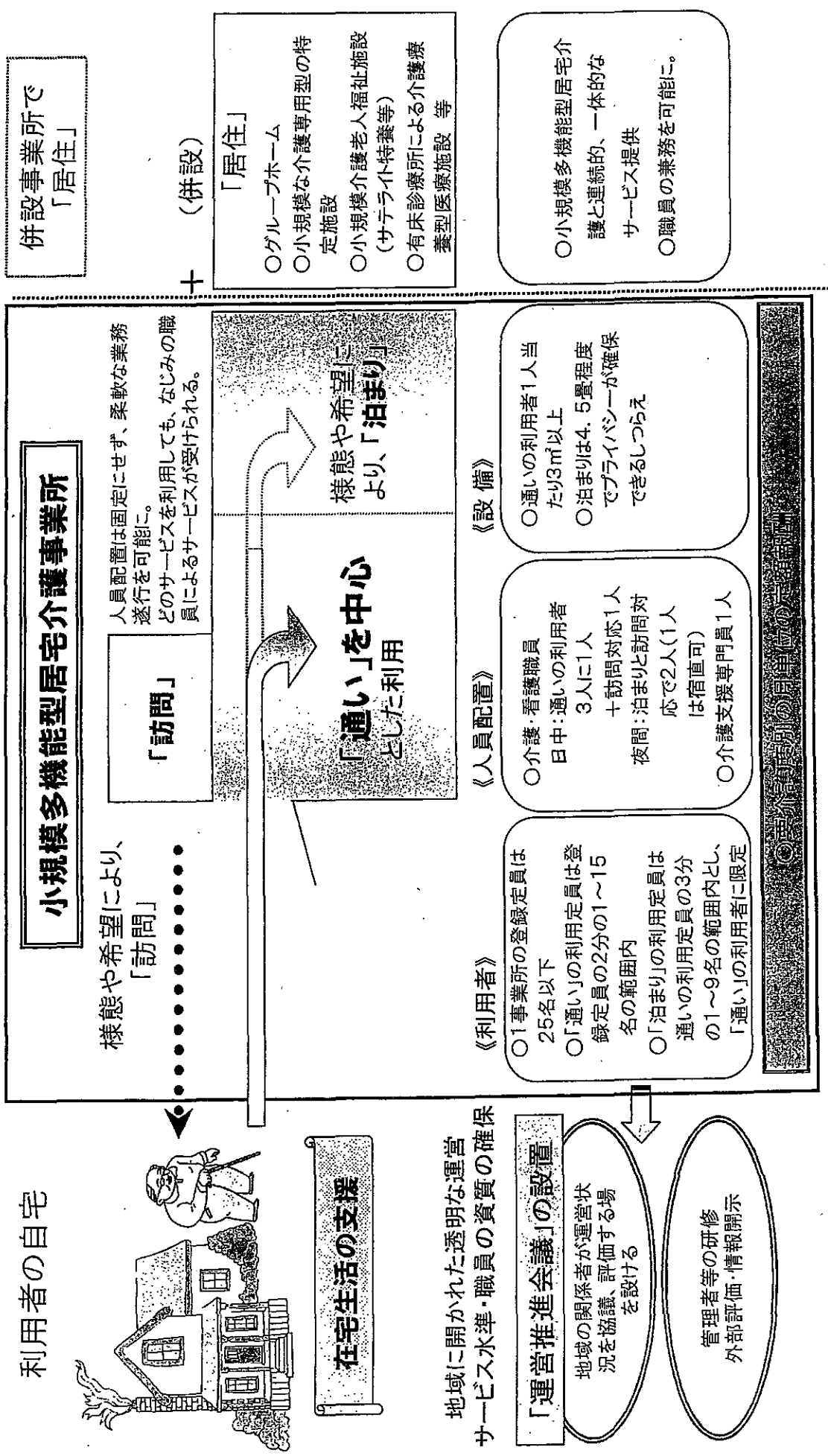
- 小規模多機能型居宅介護は、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
- 具体的には、次の3つのサービスを提供する。
 - ・ 通いサービス
→ 事業所に通ってくる登録者に対して行うもの
 - ・ 訪問サービス
→ 登録者宅を訪問して行うもの
 - ・ 宿泊サービス
→ 事業所に宿泊する登録者に対して行うもの
- 定員は、次のとおりとする。
 - ・ 登録定員
→ 25人以下
 - ・ 通いサービスの利用定員
→ 登録定員の2分の1から15人までの範囲内
 - ・ 宿泊サービスの利用定員
→ 通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内
- 配置される従業者は、
 - ・ 日中
 - a 通いサービスを提供する従業者
→ 通いサービスの利用者3人に対して常勤換算方法で1以上
 - b 訪問サービスを提供する従業者
→ 常勤換算方法で1以上

- ・ 夜間及び深夜
 - a 宿泊サービス及び訪問サービスを提供する夜勤職員
 - 夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上（うち1人は宿直可）
- ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合には、夜勤又は宿直職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて1とすることができる。
- ・ 上記の従業者のうち、1名以上が常勤、1名以上が看護職員でなければならない。
- ・ 介護支援専門員
 - 必要な研修を修了しているものとし、専従で1人。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- 管理者及び代表者は、認知症である者の介護経験等を有し、必要な研修を修了しているものとする。また、管理者は、常勤専従とするが、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- 設備の基準は、次のとおりとする。
 - ・ 居間及び食堂
 - 合計した面積が、通いサービスの利用者1人当たり3㎡以上（同一の場所とすることも可）
 - ・ 宿泊室
 - a 個室
 - 床面積は、7.43㎡以上
 - b 個室以外
 - 床面積は、1人当たり概ね7.43㎡以上とし、プライバシーが確保された構造とすること（プライバシーが確保されていれば、居間の面積を含めることも可）
- 利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること。
- 運営に当たっては以下によること。
 - ・ 自ら提供するサービスの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

- ・ 利用者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供すること。
- ・ 登録定員に対し、通いサービスの利用者が著しく少ない状態が続かないようにすること。
- ・ 登録者が通いサービスを利用していない日については、可能な限り、訪問サービスの提供や電話連絡による見守り等を行い、利用者に関わること。
- ・ 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと。
- ・ 調理などの家事は、可能な限り、利用者と従業者が共同して行うように努めること。
- ・ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ・ 利用者がグループホーム等の併設施設への入所等を希望した場合には、円滑に入所できるように必要な措置を講じることに努めること。

小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方：「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるような支援する。



認知症対応型共同生活介護の概要

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の者が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
 - 定員は、1ユニットあたり5～9人とし、1事業所当たり2ユニットを上限とする。
 - ユニットごとに配置される従業者は、
 - ・ 日中
→ 利用者3人に対して常勤換算方法で1以上
 - ・ 夜間及び深夜
→ 夜勤職員（宿直は不可）を夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上
 - ・ 上記の従業者のうち、1名以上が常勤でなければならない。
 - ・ 計画作成担当者
→ 必要な研修を修了しているものとし、介護支援専門員として専従で1人。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- ※ ユニットが複数ある場合は、各ユニットの計画作成担当者のうち、1人以上が介護支援専門員であればよい。
- 管理者及び代表者は、認知症である者の介護経験等を有し、必要な研修を修了しているものとする。また、管理者は、常勤専従とするが、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
 - 設備の基準は、次のとおりとする。
 - ・ 居室
→ 床面積は、7.43㎡以上

- ・ 居間及び食堂
 - 面積要件はなく、同一の場所とすることも可
- 利用者の家族との交流の機会を確保し、地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること。
- 運営に当たっては以下によること。
 - ・ 自ら提供するサービスの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。
 - ・ 調理などの家事は、原則として、利用者と従業者が共同して行うように努めること。
 - ・ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。

地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
- 配置される従業者は、
 - ・ 生活相談員
→ 1以上とし、1人以上が常勤
 - ・ 看護職員又は介護職員
 - a 合計数が、利用者3人に対して常勤換算方法で1以上
 - b 看護職員は、常勤換算方法で1以上とし、1人以上が常勤
 - c 介護職員は常に1人以上確保し、1人以上が常勤
 - ・ 機能訓練指導員
→ 1以上
 - ・ 計画作成担当者
→ 専従で1以上
- 管理者は、専従とし、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。
- 設備の基準は、次のとおりとする。
 - ・ 介護居室
→ 介護を行える適当な広さであり、プライバシーの保護に配慮したものであること
 - ・ 一時介護室
→ 介護を行うために適当な広さを有すること

- 食堂及び機能訓練室
 - 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
- 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること
- 運営に当たっては以下によること。
 - 利用者の入居に当たっては、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結することとし、その際、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならないこと。
 - 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の概要

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
- サービスの形態としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 単独の小規模の介護老人福祉施設
 - ② 本体施設を伴ったサテライト型居住施設
 - ③ 通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所等と併設した小規模の介護老人福祉施設
 - ④ ②と③を組み合わせたもの
- サテライト型居住施設（以下「サテライト」という。）とは、地域密着型介護老人福祉施設のうち、支援機能を有する本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものである。
- 地域密着型介護老人福祉施設に配置される従業者は、
 - ・ 医師
→ 健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - ・ 生活相談員
→ 常勤専従で1以上
※ サテライトの場合には、常勤換算方法で1以上
 - ・ 介護職員又は看護職員
 - a 合計数が、利用者3人に対して常勤換算方法で1以上であること
 - b 看護職員の数は、1以上とし、1人以上を常勤とすること
※ サテライトの場合は、常勤換算方法で1以上

c 介護職員は、1人以上を常勤とすること

・ 栄養士

→ 1以上

・ 機能訓練指導員

→ 1以上

・ 介護支援専門員

→ 常勤専従で1以上。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができる。

○ サテライトの場合は、本体施設との密接な連携により、適切な処遇が行われると認められるときは、医師、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員を置かないことができる。

○ また、次の事業所を併設する場合には、それぞれ人員基準を緩和。

① 短期入所生活介護事業所

→ 短期入所生活介護事業所に、医師、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員を置かないことができる。

② 通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所

→ 通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所に、生活相談員、機能訓練指導員を置かないことができる。

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

→ 地域密着型介護老人福祉施設に、介護支援専門員を置かないことができる。

○ 管理者は、常勤専従とするが、管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。

○ 設備等の基準は、次のとおりとする。(ユニット型)

・ ユニット

→ ユニットの定員は、おおむね10人以下

・ 居室

① 個室

→ 床面積は、13.2 m²以上

② 準個室

→ ユニットに属さない居室を改修したものであり、床面積は、10.65 m²以上とし、居室間の壁については、天井との間に一定の隙間があってもよい。

・ 共同生活室

→ 床面積は、ユニットの入居者1人当たり2 m²以上

・ 医務室

※ サテライトの場合は、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けていれば、医務室は不要。

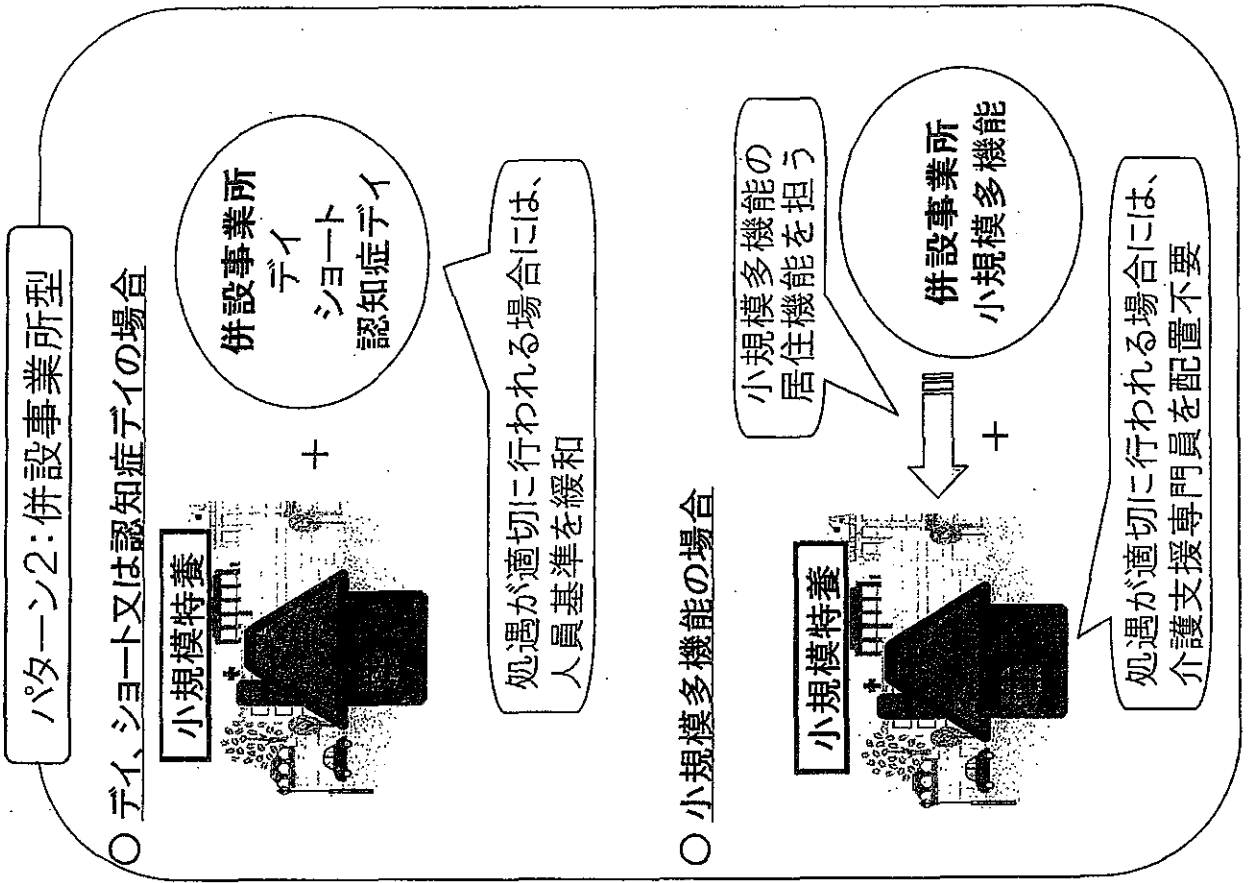
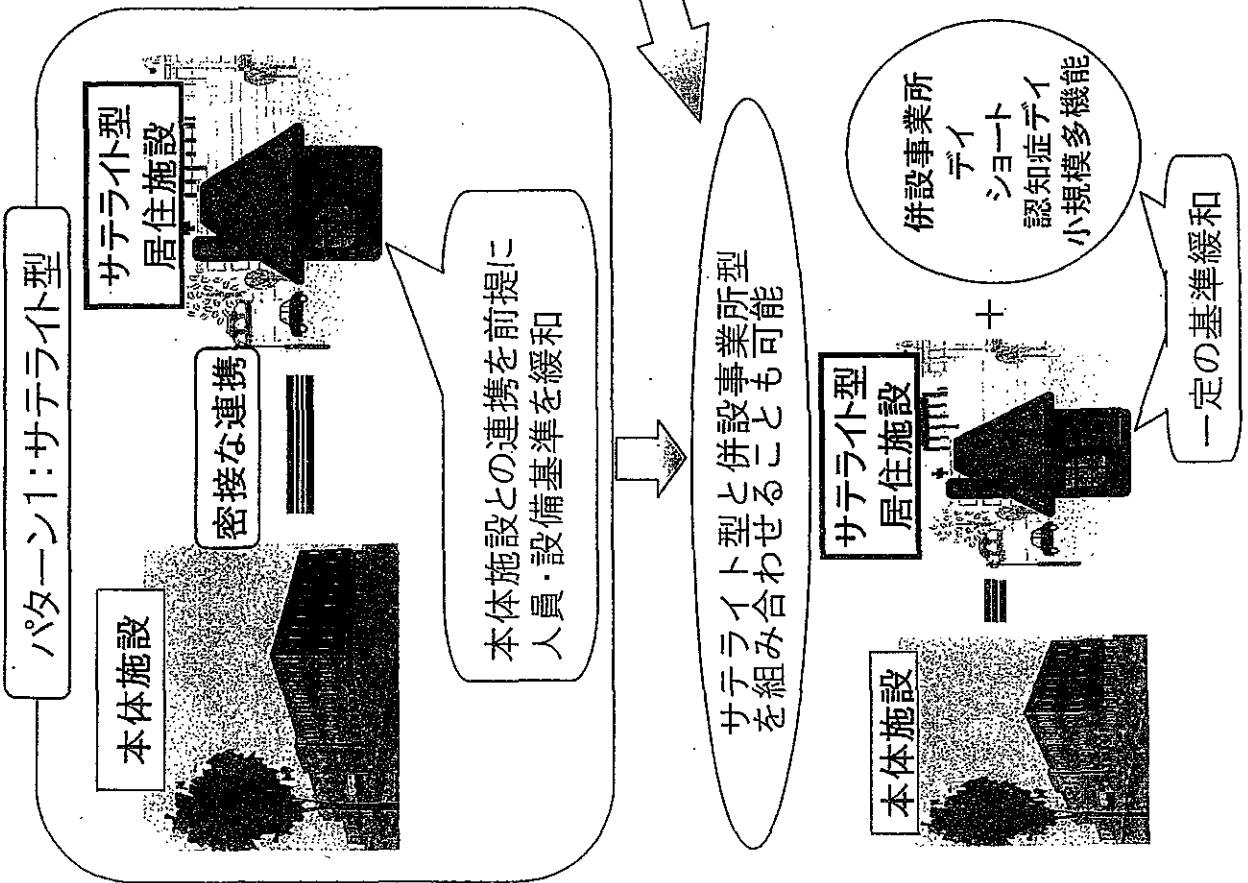
・ 廊下幅

→ 片廊下 1.5 m²以上、中廊下 1.8 m²以上とし、アルコーブ等により入居者等の円滑な往来が可能な場合は、これによらないことができる。

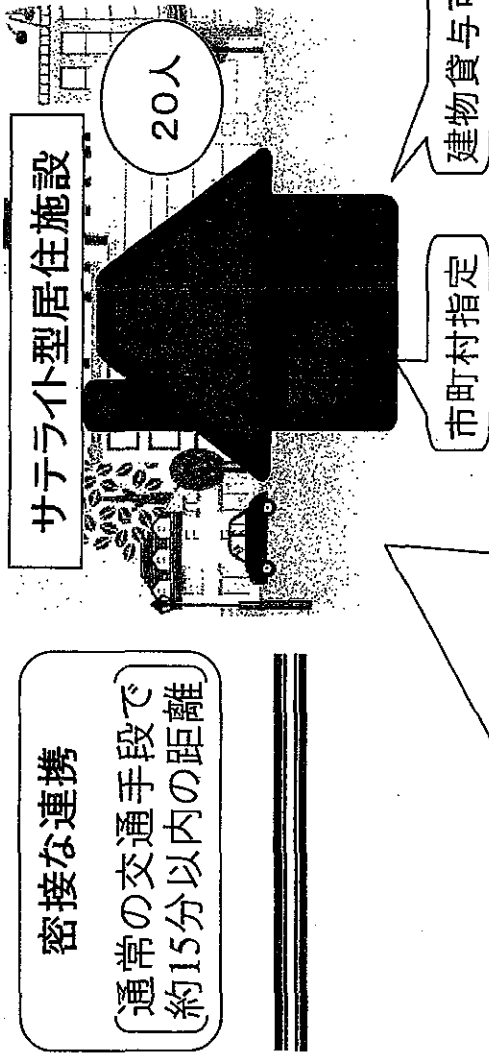
○ 運営に当たっては以下によること。

- ・ 褥瘡^{じよくそう}予防のための体制を整備すること。
- ・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会の設置や、指針の整備、従業者への研修等を実施すること。
- ・ 事故の発生又はその再発の防止のための委員会の開催、指針の整備、従業者への研修等を実施すること。
- ・ ユニット型の場合は、ユニットごとに、常勤のユニットリーダー、常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。また、夜勤の介護職員又は看護職員は、2ユニットごとに1人以上置くこと。
- ・ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を運営推進会議に報告し、その評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けること。

地域密着型特別養護老人ホームについて (定員29人以下の小規模特養)



サテライト型居住施設のイメージ (特養のサテライト展開)



密接な連携

通常の交通手段で
約15分以内の距離

本体施設との連携を前提に規制緩和

人員基準

- 管理者(施設長) → 本体施設と兼務可
- 医師、介護支援専門員、栄養士、調理員、機能訓練指導員、事務員
その他の職員 → 配置不要
- 生活相談員、看護職員 → 非常勤可

設備基準

- 医務室、調理室 → 簡易設備で足りる
- 廊下幅 → 片廊下1.5m→1.2m
中廊下1.8m→1.6m

本体施設の定員を減らし、
ユニット型特養へ改修す
ることも容易に

